

令和3年12月10日



箱根町記者発表資料

令和3年12月期 期末勤勉手当の支給について

本日、令和3年12月期期末勤勉手当を支給いたしました。

詳細については、別紙をご覧ください。

照会先

箱根町総務部総務防災課職員係 担当 青山

電話 0460-85-9561

E-mail soumubousai@town.hakone.kanagawa.jp

令和3年度12月期箱根町職員期末勤勉手当支給状況

支給日 令和3年12月10日(金)
 支給率 特別職・議員等 2.075か月(前年比 0.125月減)
 一般職 2.075か月(前年比 0.125月減)
 ※再任用職員 1.1か月(前年比 0.1月減)
 支給総額 276,083,018円
 前年比較 15,905,199円(5.4%)の減

特別職等	
役職	支給額
町長	1,916,055円
副町長	1,592,043円
教育長	1,411,830円
議長	914,328円
副議長	735,048円
議員(12名)	685,746円

一般職	
支給人員	397人 ※内、再任用12人
平均年齢	42.3歳
平均勤続年数	17年1月
一般職平均支給額	661,775円
前年比(額)	42,803円減
前年比(率)	6.1%減

※1 特別職の期末手当については「特別職の職員の給与に関する条例」に基づき、支給額から10%を減じた額を支給しています。

※2 議会議員の期末手当については「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に基づき、支給額から10%を減じた額を支給しています。

※3 令和3年人事院勧告に伴う期末手当の引下げについて、国家公務員は本年度の引下げ相当額を令和4年6月期から減額することとしていますが、箱根町では令和3年12月期から引下げます。

○勤勉手当について

勤勉手当については、人事評価の成績の5段階評価を反映させて支給しています。